

尾張都市計画朝府南地区計画（稲沢市決定）

名 称		朝府南地区計画			
位 置		稲沢市朝府町の一部			
面 積		約1.3ha			
地区計画の目標		本地区は、本市の中央部、都市計画道路西尾張中央道及び都市計画道路南大通線の2つの幹線道路が交差する北西側に位置している。稲沢市の生活交流拠点の1つとして稲沢市役所を活かした生活サービス機能、交流機能の強化の観点から、当該地区の現有機能の維持向上を図ることにより、機能集積による市民の利便性を確保することを目標とする。			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	公共・公益的な施設機能の維持・充実を図り、良好で、合理的な土地利用を図る。			
	公共施設の整備の方針	周辺の居住環境との調和を図り、業務の利便を増進するために、地区内に適切な規模の空地を設ける。			
	建築物等の整備の方針	周辺の居住環境との調和を図り、業務の利便を増進するために、建築物等の用途の制限を定める。			
再開発等促進区	面 積	約0.3ha			
	土地利用の方針	商業や工業の利便増進、観光によるまちづくりの推進、情報発信機能の付加等、本市の産業の振興を図る、公共・公益性の高い産業振興の中核機能の導入を図る。			
	主要な公共施設の配置及び規模	種類	名 称	面 積	備 考
		その他の空地	空地1号	面積約180㎡	位置は計画図表示の通り。(ただし、空地の機能に支障がなく、車両の乗入等で必要な場合は、1ヶ所(幅員5.5m以下)を除外することができる。)
地区整備計画	面 積	約0.3ha			
	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物を建築してはならない。 1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2(ほ)項に掲げる建築物 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定する営業の用に供する建築物 3. 住宅（ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く）		

「区域、再開発等促進区、地区整備計画の区域は、計画図の表示のとおり」